

鶴岡市農業委員会第18回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年5月15日(木) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 金野 匡良 2 番 菅原 仁 3 番 伊藤 由紀子 4 番 鈴木 聡 5 番 野村 恵 6 番 工藤 久子 7 番 小林 博 8 番 渡部 修 9 番 丸山 伸一 10 番 石井 光明
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 2 番 井上 克浩 3 番 石川 守 4 番 齋藤 功 5 番 齋藤 万里子 6 番 齋藤 和博 7 番 新館 登 8 番 齋藤 政伸 9 番 菅原 輝康 10 番 河井 健次 11 番 富樫 初 12 番 黒井 涼子 15 番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	13 番 若生 正人 推進委員 14 番 清野 吉喜 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 主事 長堀 亜由 羽黒分室調整専門員 伊藤 元生 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、13 番 若生 正人推進委員、14 番 清野 吉喜推進委員であります。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第 18 回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、8 番 渡部 修委員、9 番 丸山 伸一委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。ですが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農用地利用集積等促進計画の許可について≫
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	これは3条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。1番 金野委員。
1 番 委 員	1番 金野です。羽黒の案件について報告いたします。5月9日16時より齋藤政伸委員と私、事務局2名で羽3の秋葉山と羽4の坂ノ下について現地調査を行いました。農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件すべてを満たしていたことを報告いたします。
議 長	6番 工藤委員。
6 番 委 員	藤5 東堀越の五輪沢田の畑について、譲受人の希望により譲渡を受けるものがあります。近隣に自作地があり、併せてにんにく・玉ねぎ等の自家野菜を耕作する予定です。以上を踏まえ、5月12日に現地調査を実施しました。荒れているなどの問題もなく、農地法第3条第2項の各号に該当しないことを報告いたします。 藤6について、5月9日に私と事務局2名で現地調査を行いました。経営移譲に伴う補助金申請のため、親子間の使用貸借をするものです。大豆を作付けする予定であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないことを報告いたします。
議 長	10番 河井 推進委員。
10 番推進委員	推進委員10番 河井です。櫛11・12については、5月8日、野村委員と私と事務局2名で現地調査を実施いたしました。櫛11は世帯内での経営移譲に伴う無償による所有権移転であり、すべての土地がきちんと耕作されております。櫛12については、賃貸借契約の期間満了に伴う再設定と貸人の相続が重なり、相続による所有権移転後に契約の再設定を行ったもので、すべての土地がきちんと耕作されております。以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないことを報告いたします。

議 長	3 番 伊藤 委員。
3 番 委 員	3 番 伊藤です。朝 4 から朝 6 について、5 月 9 日に現地調査しましたので報告いたします。朝 4 については、農地中間管理事業で貸借契約している農地の一筆を耕作者である受人が購入するものです。朝 5 については、親子間の生前贈与です。受人は認定農業者で、水稻を中心に耕作しており、農業歴も 10 年以上になります。現在も適切に耕作管理されており、効率的に耕作に取り組める方です。朝 6 について、今回の契約は貸人の耕作不便により、契約農地の隣接農地の耕作者である受け手に農地を集約するものです。受け手は、50 年以上の農業歴があり、現在も農地をきちんと管理している方です。地域の共同農機具を使用するなど、地域農業者との関係も良好です。また、目標地図の予定農業者は渡人の名義で記載されていますが、隣接耕作者に集約となるため、地域計画の変更も問題なしと判断します。いずれの受け手も、労働面・機械面・技術面より効率的に耕作に取り組める方と判断し、また農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことを報告いたします。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案通り決しました。続いて、議案第 2 号 農地法 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について≫
議 長	これは 5 条案件ですので、現地調査について担当委員の報告をお願いします。6 番 工藤委員。
6 番 委 員	6 番 工藤です。5 月 12 日午前 11 時より、石井委員と私、事務局 2 名で現地調査、現地確認を行いました。申請地は集落に隣接した畑で、駐車場への転用ということから、日照など周辺の営農に支障を生じる恐れはないものと思われます。また農用地区域外の第 2 種農地に該当しますが、お寺という施設の性質上一定の公共性があり、駐車場の不足により近隣住民より苦情があることから転用はやむを得ないところです。以上のことから、農地法第 5 条の規定による許可申請について問題ないと判断いたしました。
議 長	1 番 金野委員。
1 番 委 員	1 番 金野です。羽 1 の案件について報告します。5 月 9 日齋藤政伸委員と私と事務局 2 名の計 4 名で現地確認いたしました。基地局工事のための資材置き場で半年後には農地に戻すということでしたので、特に問題ありませんでした。またそのすぐ近くに他局のアンテナも建っている状況でしたので問題ないと判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。

	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号・農地法第5条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続いて、議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について》
議 長	農業振興地域整備計画の変更についても現地調査が必要ですので担当の委員の報告をお願いします。1番 金野委員。
1 番 委 員	1番 金野です。羽1・羽2については、先ほど事務局の説明もありましたように基盤整備をするということになります。現地を見ても普通に耕作してある状況で何ら問題はなく、むしろ農用地へ編入したほうがよいと判断しました。羽3の案件については、周りはほぼ畑で、その畑それぞれの周りはすべて雑種地となっていますので、こちらは反対に農用地から除外すべきと判断しました。以上報告いたします。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第3号 農業振興地域整備計画の変更については、議案通り決しました。以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもって、第18回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前10:00

	議 長 石井 光明 議 事 録 署名委員 渡部 修 議 事 録 署名委員 丸 山 伸 一
--	---